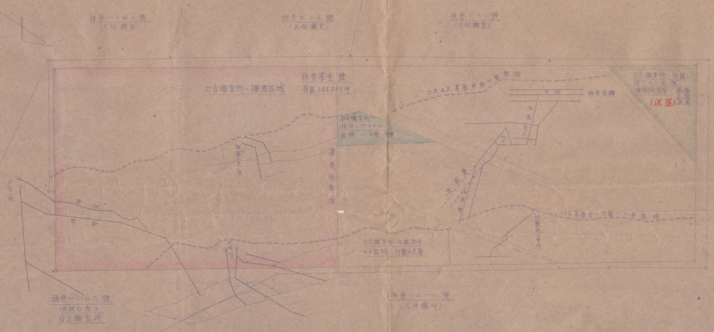


請負區域契約圖

縮尺五分之二



福岡縣嘉穂郡稻築町才田

共同石炭
業株式會社

日吉鑛業所

電話 稻築
大隈一四〇番



昭和30年 月 日

目録二張紙業所

所長 吉田正興 殿

共同石炭炭業株式会社

社 長 人 文 太 殿

拝啓 益々御清栄の段よし申します。

付ては謹に御承知をいたしました杉谷上二尺層の
重炭権設定申請につきその後福岡通商局に平成収束
中の処、貴局の意向として申請書添付の重炭権設定
契約書の一部条項（第4条・・・重炭権存続期間中
は勿論重炭権譲渡後と雖も、炭害発生の際は乙が
単独でその賠償義務を負うものとする。

但し甲の責に帰すべき炭害の賠償についてはこの要
りでない。）を削除されたいとの要請に授けまし
た。

察するに貴局の見解は炭業法の定める相互連帯賠償
の主旨を不当に強調するものゝ如くであり、行政運用
の問題としては甚だ行過ぎた干渉かとも考えられ
ますので、色々折衝を重ねましたが、幾全乍ら初案

を議えずに至りませんでした。

前述の事情にありますので、対御本社との御関係も
あり甚だ御迷惑とは存じますが、重炭権契約書の条
文表紙の仕方につき一部改の通り修正方まで御取
附い下さるよう御願ひ申上げます。

（第4条を削除し、覚書に同条文を追加する）

なお、本件修正は認可申請上の便宜考慮によるもの
であり、重炭権存続期間中は勿論重炭権譲渡後と雖
も、貴方任組による炭害の賠償については、いさゝ
かも貴方に御迷惑を御かけ申さぬことをこゝに強く
重ねて御約束いたします。

まづは御願ひまで

敬 具

五月十三日の杉谷上二尺層の重炭権設定契約書の一部条項（第4条）を削除されたいとの要請に授けました。



昭和20年5月27日



日鉄二瀬鉱業所
所長 吉田正実 殿

共同石炭鉱業株式会社
社長 入文太 殿

拝啓 並々御清栄の致賀し奉ります。

少産を以て弊社も、石炭界不況時に際して事業の継続出来得ましたことは、僅に御社の御配慮の賜と深く感謝して居ります。

似て弊社日吉鉱業所竹登八尺坑(元才田坑)の屑部は御社に強気権設定の許可を得ましてその採掘を致し、深部及西北部は三井炭山株式会社山野鉱業所鉱区に、鉱業法第44条の漸進増産を為し合併増産を致してゐる現状であります。

今回三井炭山株式会社より分譲を受けました、新御区域の採掘に際り、別紙採付図のように第一節を設定することに御同意致しました。

該第一節は、採掘計画より後時致しますに、坑口及巻揚機を坑外に設置することが有利でありま

すから、別紙採付図のように御社鉱区内を、第一節の上部が200m採進距離を致し得ることを、御許可下さるよう御願申上ります。

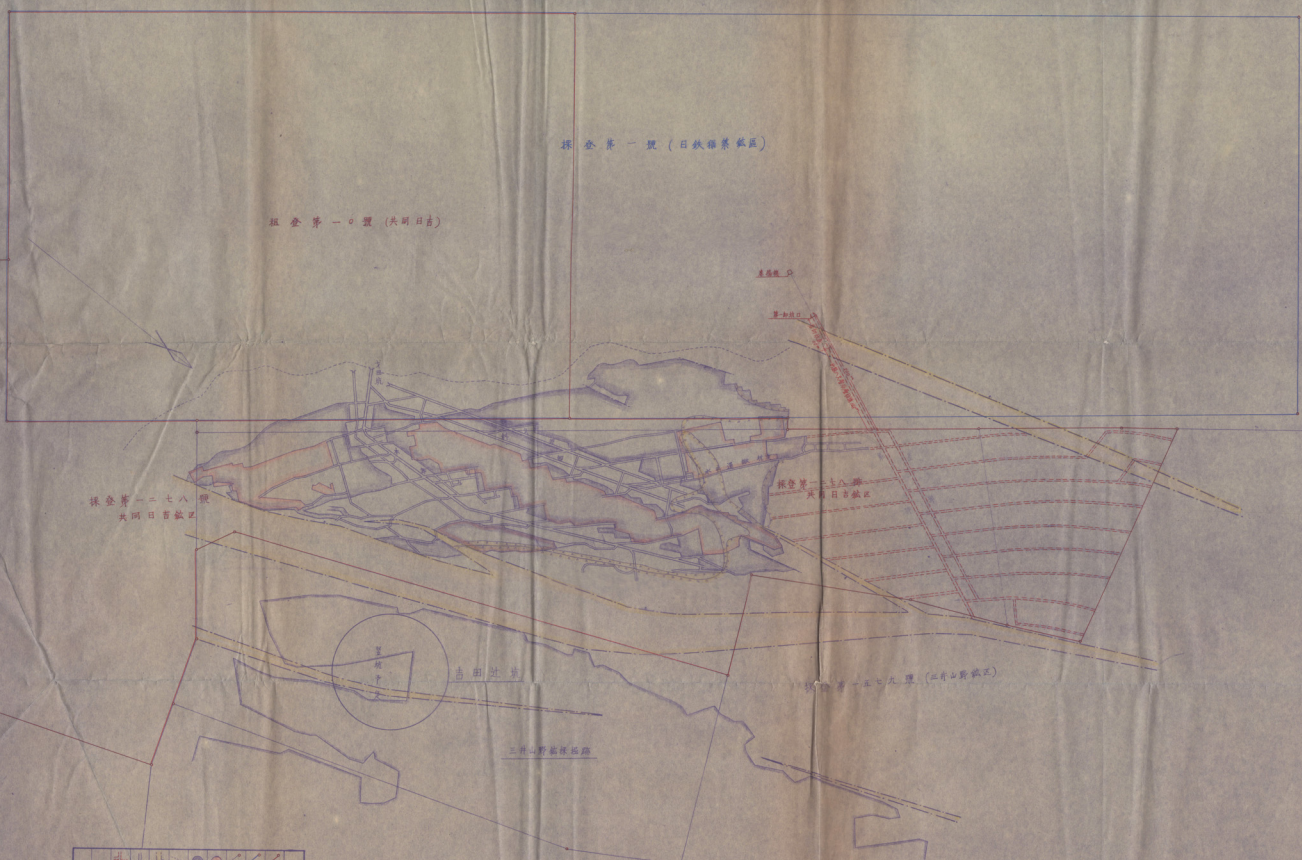
御許可の上は、誠意を以て御指示に従い、御社にいたし方も御迷惑をかかけ申上ぬことを、こゝに強く誓約いたします。

敬 具



戈田坑 坑道通過願圖

縮尺三千分一



探登計區線	共明日誌	共阿日誌	日鉄採集區	三井採集區	日鉄採集區	三井採集區	八一
-------	------	------	-------	-------	-------	-------	----

日
鈇

旧
契
約
書

昭和廿九年十二月十五日

共同石炭鉱業株式会社
社長 人 交 太 藏

日鉄鉱業株式会社二重鉱業所

取締役所長 青 田 正 実 殿

追加鉱業施業承認御願の件

謹啓 晩冬の候益々御清祥の段慶賀申上ります。

毎々御世話に相成り御厚意何時も感謝してゐます。

御多忙中誠に恐縮乍ら今回貴社と契約致しました区域の杉谷下
二尺層及杉谷五尺層の追加鉱業施業を別函の通り認可申請を
致したいと存じますので御承認の上承諾書を御交付下さいませ
御伏してお願い申上ります。



承 諾 書

福岡県嘉穂郡穂波町、大隈町地内、福岡県採掘権登録第〇号鉱区内の一部に貴社名義にて租鉱権設定を許可したる福岡県租鉱権登録第〇号租鉱区区域内（別紙図示）に於て別紙地業案による杉谷二尺層、杉谷五尺層の採掘を承諾致します。

主として

昭和廿九年十二月十五日

福岡県嘉穂郡穂波村校岡六六番地

日鉄鉱業株式会社 二瀬炭鉱

右鉱業代理人 吉田 正 実

共同石炭鉱業株式会社

社長 交代 蔵 殿



昭和廿九年九月七日

十二十一

大同石炭鉱業株式会社
社長 入交 太



日鉄鉱業株式会社二源鉱業所

當務取締役 小倉 道 殿
長 小倉 道 殿

謹啓 貴社の御益々御清祥の状慶賀申上ます。
諸君の御賞顧に相成り御厚意何時も感謝してゐます。

御多忙中誠に恐縮乍ら今回貴社と契約致しました区域の杉谷下
二尺層及杉谷五尺層の追加鉱業地業案を別圖の通り認可申請を
致したいと存じますので御承認の上承認書を御交付下さいませ
候伏してお願い申上ます。



求 附 書

福岡県嘉穂郡福徳町、大隈町地内、福岡県探検権登録第〇号区域
内の一部に貸社名義にて租賦権設定を許可したる福岡県租賦権登
録第〇号租賦区域域内（別紙図示）に於て測量測量業による杉
谷二尺層、杉谷五尺層の探検を承認します。

昭和廿九年九月^{十二}日

福岡県嘉穂郡徳政村役所六六六番地

日鉄鉱業株式会社二相炭鉱

右鉱業代理人

小倉 進
土田正良員

共同石炭鉱業株式会社

社長 入交 太 郎 殿



昭和廿九年七月廿一日

明石部長

東京本社 御中
九州本館

日鉄武区張抄ニ付テ

七月廿一日日鉄二部武区張所ニ出張小倉部長野見山技術部長、本日電報部長ト打合セテ結果
左記ノ通りニテ決定並シ御同業了知願此後日鋼約管行與同業ノ通ト相成ル事ニ候

一 張量協定

張量	協定張量	計	計
竹紙上層	17000張	87000	77000
杉谷上二尺層	17000張		
杉谷下二尺層	17000張		
杉谷五尺層	17000張		



一、代金決済方法ハ現在ノ一ヶ月千五百圓分振込料ハ其ノ他月並セテ五ヶ年毎ニ額設定ノ
数量相済ム事依其旨ニ今回ノ分ヲ一ヶ月並千五百圓分支払ノ事トス。
一、炭賣ハ有煤炭ニテ決済ノ事
右ノ通り

昭和二十九年七月十四日

明石部長



副社長
東京本社 御中
九州本 部

日鉄鉱区接抄報告

七月十二日鉄二層ニ明石出頭日鉄備ヨリ左記ノ提案アリタリ。

一、竹殿上層、杉谷上二尺層、杉谷下二尺層、杉谷五尺層ノ炭量左記ノ通り示サル。

炭収炭量 八萬〇九百九十六噸

一、通日接掃部長ト下二尺ノ協定炭量ハ計算ノ為取消サル。

一、通日接掃部長ト下二尺ノ協定炭量ハ通日千五百噸分ニ増加セズ。

五年后ニ引續キ千五百噸支払ハ決済ノコト

七月十三日鉄ニ明石出頭左記ノ回答ス。

一、杉谷五尺層ハ提案通り了承

一、杉谷下二尺層ハ提案通り了承



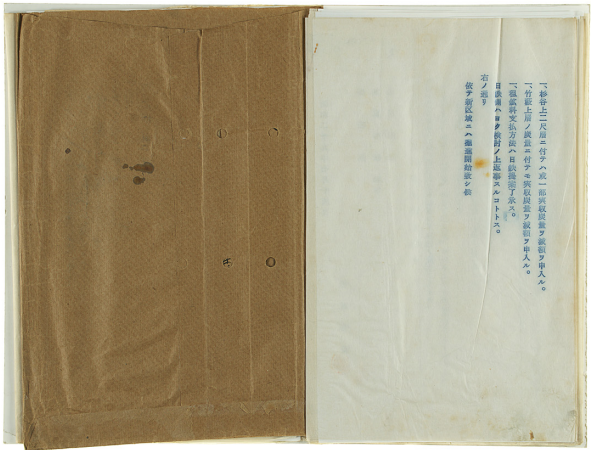
一、杉谷上二尺層ニ付テハ京一部興取長量ヲ繰額ヲ申入ル。
一、竹紙上層ノ度量ニ付テモ突取長量ヲ繰額ヲ申入ル。

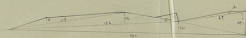
一、強欲科支払方法ハ日欲換幣了承ス。

日欲換ハ日夕換付ノ上返事スルコトトス。

右ノ通リ

依テ新區域ニハ繼進開始致シ候





$$\begin{aligned}
 17 \times 5 &= 85 \\
 13 \times 12 &= 156 \\
 25 \times 2 &= 50 \\
 22 \times 12 &= 264 \\
 57 \times 24 &= 1368 \\
 63 \times 2 &= 126 \\
 \hline
 &= 2289
 \end{aligned}$$

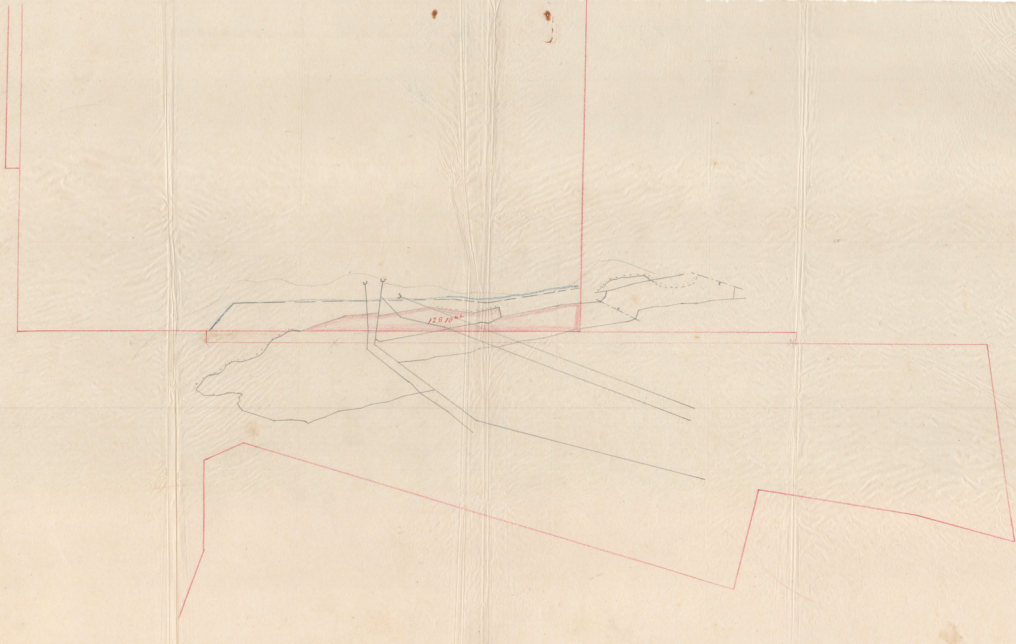
$$\frac{2289}{33} = 69.36$$

$$33 \times 2 = 66$$

$$66 \times 180 = 11880$$



0
1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32



(274) 支号 領个支 11.1.47

支号	支名	支日	支額	支種	支種	支種	支種	支種	支種	支種	支種	支種	支種	支種	支種	支種	支種	支種
102	支	10.2	20,000	支	20,000	支	20,000	支	20,000	支	20,000	支	20,000	支	20,000	支	20,000	支
103	支	10.3	10,000	支	10,000	支	10,000	支	10,000	支	10,000	支	10,000	支	10,000	支	10,000	支
104	支	10.4	5,000	支	5,000	支	5,000	支	5,000	支	5,000	支	5,000	支	5,000	支	5,000	支
計																		



竹藪上層炭量調查圖

縮尺 米 1/500

(追加)

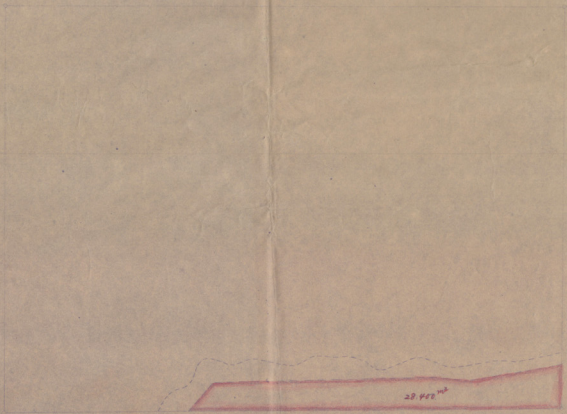
炭量調査表

27.6.26

炭産品	炭化位置	炭層厚さ	炭層種類	炭層色	炭層構造	炭層長さ	炭層幅	炭層面積	炭層重量	炭層体積	備考
竹藪上層	100	10	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000

○ 炭
炭層厚さ

炭産品	炭化位置	炭層厚さ	炭層種類	炭層色	炭層構造	炭層長さ	炭層幅	炭層面積	炭層重量	炭層体積	備考
竹藪上層	100	10	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000	1000



七月七日受入



杉谷上二尺層炭量調査圖

縮尺 參千分の壹

(总力口)

炭量調査表

49.11.21.44

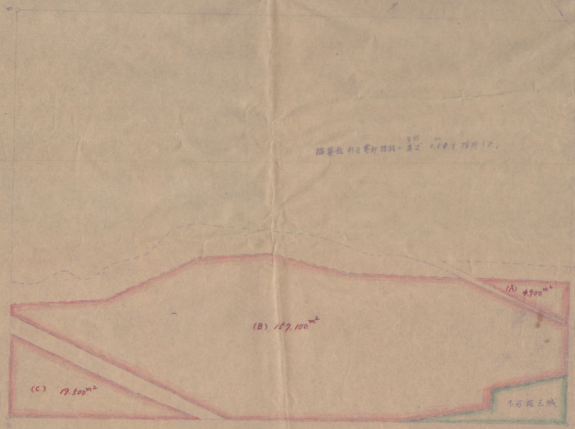
炭産名	炭文	比重	塊炭重量	塊炭容積	塊炭容積	塊炭容積	塊炭容積	塊炭容積	備考
杉谷上二尺産	4.7	1.2	11.000	0.160	0.160	0.160	0.160	0.160	(4.7×1.2) 5.64

炭産区域圖
縮尺 參千分の壹



例
埋藏区域

調査区域の面積は約一畝二反に達する。



七月十六日竣工

杉谷下二尺層炭量調査圖

縮尺 十分之一

(說明)

調査地 杉谷

調査年 昭和十一年

調査地	調査年	調査月	調査日	調査者	調査員	調査員	調査員	調査員	調査員	調査員	調査員	調査員	調査員	調査員	調査員	調査員	調査員	調査員	調査員	調査員	
杉谷下二尺	昭和十一年	七月	二十一日

昭和十一年
七月二十一日
調査員

炭質調査

縮尺十分之一

炭質	炭質	炭質	炭質	炭質	炭質	炭質	炭質	炭質	炭質	炭質	炭質	炭質	炭質	炭質	炭質	炭質	炭質	炭質	炭質	炭質	
...



調査地 杉谷下二尺層炭量調査 (昭和十一年)

炭量調査表 (単位: 100kg)

調査地	炭質	炭質	炭質	炭質	炭質	炭質	炭質	炭質	炭質	炭質	炭質	炭質	炭質	炭質	炭質	炭質	炭質	炭質	炭質	炭質	炭質	
杉谷下二尺
杉谷五尺
間三尺
杉谷五尺
下二尺
海軍八尺
計



七月二十一日

杉谷五尺層炭量調查圖

縮尺參千分一

炭層柱狀圖

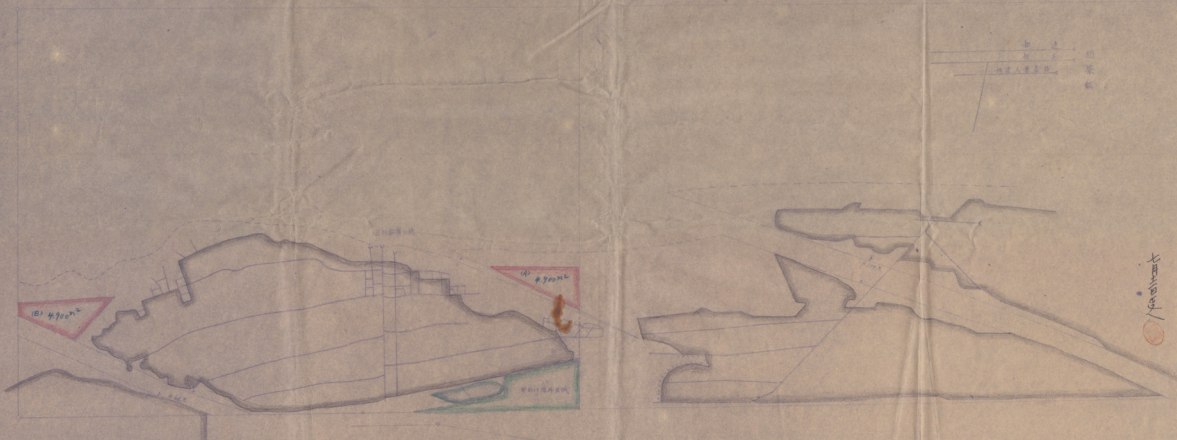
昭和二十一年二月

炭層	層厚	炭質	炭層	層厚	炭質
第一層	1.5	軟	第六層	1.5	硬
第二層	1.5	軟	第七層	1.5	硬
第三層	1.5	軟	第八層	1.5	硬
第四層	1.5	軟	第九層	1.5	硬
第五層	1.5	軟	第十層	1.5	硬

凡例
 ○ 採煤
 ● 埋藏
 ○ 埋藏

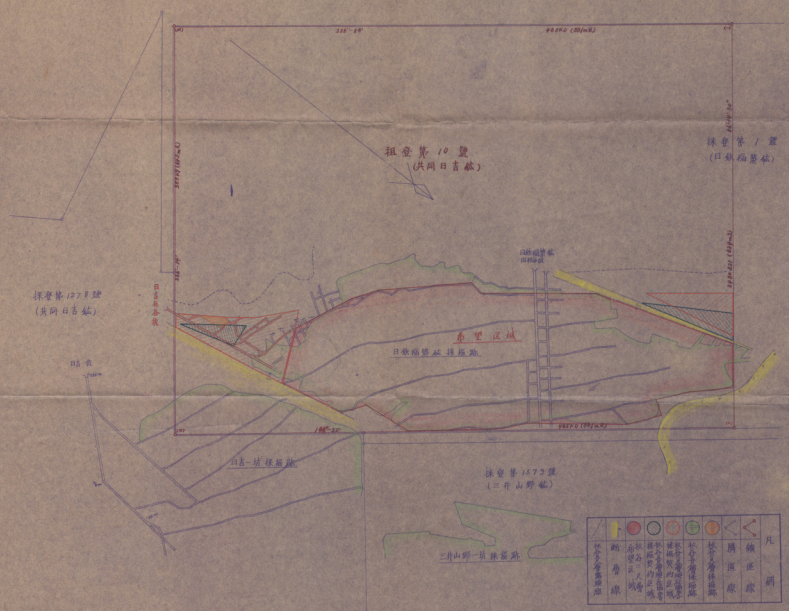
道加安堂

道加安堂
 埋藏
 埋藏



杉谷五尺層炭量調查圖

杉谷五層坑內圖 縮尺三千分一



孤壘第12號
(共四口墓坑)

孤壘第10號
(共四口墓坑)

孤壘第14號
(共四口墓坑)

希望區域

日輪階段 柱基跡

山形一段埋藏處

孤壘第14號
(共四口墓坑)

山形一段埋藏處

■	○	○	○	○	△	▽	凡 稱
日輪階段 埋藏處	新 壘	舊 壘	日輪階段 埋藏處	柱基跡 埋藏處	柱基跡 埋藏處	柱基跡 埋藏處	

杉谷五尺層 炭層柱狀圖

鹿尺封命一

杉谷五尺層標準炭層柱狀圖

日本一尺露天煤一於一採取



日俄一露天煤一於一採取

日本一尺露天煤一於一採取

照例



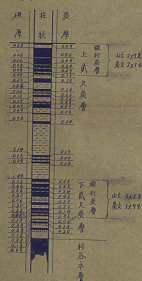
杉谷五尺層炭層柱狀圖

日本一尺露天煤一於一採取



日俄露天煤一於一採取

照例



七月十一日

日記一取、五取、昨日、捜索、村、庄、記、通、り、回、答、以、致、入、

正念寺、日記、割、渡、之、統、治、傳、割、之、信、長、以、一、度、 着、問、明、石、

一、村、五、五、八、の、探、索、進、行、す、水、

一、村、五、下、三、八、の、探、索、進、行、す、水、

一、村、五、上、二、八、の、探、索、進、行、す、水、

一、村、下、ヤ、頼、ト、レ、ト、キ、入、

先方、其、村、盛、テ、ゾ、メ、ト、レ、ト、キ、入、

一、村、上、上、八、の、探、索、進、行、す、水、

本、村、村、長、傳、之、函、杖、大、一、枚、ヤ、ラ、レ、ト、キ、入、

日記、割、渡、討、上、回、定、入、ト、キ、入、



東京株式會社
日吉 鋪業所
東京市日吉區日吉二丁目一番地
電話 二六〇三

日吉 鋪業所
東京市日吉區日吉二丁目一番地
電話 二六〇三
大正 四 年 三 月 一 日

日吉 鋪業所
東京市日吉區日吉二丁目一番地
電話 二六〇三
大正 四 年 三 月 一 日

昭和 四 年 三 月 一 日



昭和七年七月九日

日録
 一、電報
 一、世殿上店 村名
 一、通り松樹の下
 一、稲刈り
 一、先方、若輩八才、九百二十六
 一、粗飯糰、干飯、酢飯
 一、ヨウ検討、上、山、山、山

七月十二日

昭和七年七月九日
 吉野


日録
 一、電報
 一、世殿上店 村名
 一、通り松樹の下
 一、稲刈り
 一、先方、若輩八才、九百二十六
 一、粗飯糰、干飯、酢飯
 一、ヨウ検討、上、山、山、山

220.000
220.000
220.000

440 = 22.190 } 4位
x 50 = 26.560 }

日吉 礦業所

衫合上二尺層光量計算表

衫合上

衫層名	無火	燻	焚	燻	燻	燻	燻	燻	燻	燻
寸数	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
燻量	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000
燻率	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000
燻率	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000
燻率	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000
燻率	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000
燻率	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000
燻率	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000
燻率	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000
燻率	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000

計 304

寸数	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10	0.10
燻率	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000
燻率	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000
燻率	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000
燻率	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000
燻率	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000
燻率	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000
燻率	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000
燻率	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000
燻率	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000	100.000

日付計算 40年地 引

92,820 - 38,920 = 53,900

92,820 - 38,920 = 53,900



杉谷下=K倉残存区域.

(B区域) (E区域) (D区域)

$$12,100\text{m}^2 + 19,500\text{m}^2 + 44,000\text{m}^2 = \underline{75,600\text{m}^2}$$

杉谷下=K倉仕切区域.

(B区域) (杉谷下K倉区域)

$$157,100\text{m}^2 - 75,600\text{m}^2 = \underline{81,500\text{m}^2}$$

残存倉区域.

(D区域) (A区域) (C区域)

$$24,600 + 4,900 + 19,500 = 100,000\text{m}^2$$

51.1.1

電報著信紙

電信通電局

名	宛	種別	数字	局番	番	受	件

指定数量 一万三千七百十通(当方ノ見報約五万三千通)
 支払条件(大昭左記ノ通リノ指定ニ依)

13170通 + 37ヶ月 = 227通



昭和廿九年六月廿六日

明石部

其



副社長
東京本社 御中
九州本部

日鉄鉱区交渉ニ付テ

拝啓

益々御多忙ノ御事ト遠察仕リ候

扱テ頭書ノ件ニ関シ其後引継キ交渉中ノ趣六月十九日日鉄ヨリ

坑内実地視察ニ米坑セラレ、昨日小生出頭左記ノ通りノ条件ニ

テ口答ヲ以テ杉谷下二尺層丈ハ話決定致シ候間御安心被下座

取量ハ最少ノ取量ニテ話合ツキ大業社合セ申シ候

取定取量 一万三千百七十萬(上方ノ見積約五万三千萬)

支払条件ハ大崎左記ノ通りノ決定ニ候

18770円 + 574月 = 227円



昭和廿九年六月五日

明石部長



副社長
東京本社 御中
九州本部

日銀二瀬出張所へ申込領域ニ付テ

本日日銀二瀬ニ出張來ダ小倉所長上京中ニテ、二、三日ノ内増
所ノ確定高等ノ検討ハ終了許可アル事ハ間違ナキ旨御聯係申
シ后リ小倉所長増所次第進給ノ上協定ノ事ニ付取敢テ中間御報
告申上候

共同石炭産業株式会社日吉營業所

福岡県糟屋郡日吉町
電話大塚一一一五 日吉四〇〇

二百三十一風ガ一ヶ月ノ剩宛ニ付今迄ノ租賦料ノ有様ニ追加スル方針
ニ候

尚本席ノ五尺ノ酒炭ハ無償ニテ採掘ノ許可ヲ得候

手續スマネ共進進ノ許可ヲ得申シ候

一、杉谷上二尺炭ニ付テ

同席ハ全部含有セルニ付日下稻葉坑ニテ採掘中ニテ成績良好故同時ニ許可

シテヤルトノ話ニ付本日稻葉坑々内ニ、技師長、鉱務課長研学致シ良好ナ

レバ比較追加契約ノ方針ニ候

右御報告申上候





二百三十一號第一ツ月ノ別宛ニ付合セノ且式料ノ有様ニ付八ツ行

ニ候

御本番ノ取尺ノ請取ハ御儀ニテ預領ノ許可ヲ得候

音申土曜スレトモ取取ノ許可ヲ得申シ候

一、御本番ノ取尺ノ請取ハ御儀ニテ預領ノ許可ヲ得候

御本番ノ取尺ノ請取ハ御儀ニテ預領ノ許可ヲ得候

御本番ノ取尺ノ請取ハ御儀ニテ預領ノ許可ヲ得候

御本番ノ取尺ノ請取ハ御儀ニテ預領ノ許可ヲ得候

御本番ノ取尺ノ請取ハ御儀ニテ預領ノ許可ヲ得候

大 取 本 番
東 取 本 番
關 取 本 番

關 取 本 番



御本番ノ取尺ノ請取ハ御儀ニテ預領ノ許可ヲ得候

共ニ付合セノ且式料ノ有様ニ付八ツ行
御本番ノ取尺ノ請取ハ御儀ニテ預領ノ許可ヲ得候

No.

日吉録事所

明石部長殿

副社長

入交下其



左記貴館正に拜受御承示の趣委知敬承致しました

記

一、昭和 〇〇年 〇月 〇日付

第

号貴信

日取抄卷二八層中込二付了

本 付 書 相

一、御承示に對し左の通り申上げます

石承録

以上





昭和廿九年五月十八日

日吉鉱業所
明石部 長



副社長
東京本社
九州本部

日鉄杉谷二尺層申込ニ付テ

頭書ノ件ニ関シ本日二瀬鉱業所事務課ニ出張成行ヲ御願致シ條越目下技術部ニ於テ
展覧調査申込々出来上リ次第返答アル事ニテ許可ハ出来ル見込シ付キ御願何卒御安
心致下脱許可了リ次第直チニ作業開始出来石炭局ノ手續ハ浦島ニ御願致
右御報告迄 御展覧ノ進方ノ計算並ハ大崎調査ノ通りニテ、三井鉱区トアルハ日鉄
ヲ許可后ハ三井三増区申出アル区域ニテ同一鉱口ヨリ採掘可能ノ部分ニ條

共同石炭礦業株式会社 日吉礦業所
新井橋本町 電話 210
電報 大電 一一三 電報 四〇三

Handwritten text in Japanese, likely a letter or report, written on a grid background. The text is mostly illegible due to fading and bleed-through from the reverse side. Some legible fragments include "日吉", "明石", and "三井".



杉谷五層 埋藏炭量計算表

群	地区名	炭層名	埋藏率	埋藏率面積	埋藏炭面積	埋藏炭量	収率	実収炭量	備 考	
A	日鉄地区	杉谷二層	2.50	26.550	27.910	69.775	76%	53.029	採煤法	
		杉谷五層	0	0	0	0	0	0		
		計	2.50	26.550	27.910	69.775	76	53.029		
B	日鉄地区	杉谷二層	2.50	68.0	71.0	1.775	76	1.393		
		杉谷五層	4.15	68.0	71.0	2.947	85	2.505		
		計		1.360	1.420	4.722				
(A+B)	日鉄地区内計	杉谷二層	2.50	27.230	28.620	71.550	76	54.378		
		杉谷五層	4.15	68.0	71.0	2.947	85	2.505		
		計		27.910	29.350	74.497		56.883		
C	三井地区	新炭層	杉谷二層	2.80	5.130	5.390	13.475	76	10.241	炭灰区域
		杉谷五層	4.15	5.130	5.390	22.369	85	19.014		
		新炭層区域	0	1.230	1.290	0	0	0		
	計		11.490	12.070	35.844		29.255			
D	三井地区	新炭層	杉谷二層	2.80	3.280	3.440	8.600	76	6.536	
		杉谷五層	4.15	3.280	3.440	14.276	85	12.135		
		計		6.560	6.880	22.876		18.671		
E	間隔地	杉谷二層	2.50	8.410	8.830	22.075	76	16.777	炭灰区域	
		杉谷五層	4.15	8.410	8.830	36.695	85	31.149		
		新炭層区域	0	1.230	1.290	0	0	0		
	計		18.050	18.950	58.720		47.926			
F	間隔地	杉谷二層	2.50	1.350	1.420	3.550	76	2.698		
		杉谷五層	4.15	1.350	1.420	5.893	85	5.009		
		新炭層区域	0	3.10	3.20	0	0	0		
	計		3.010	3.160	9.443		7.707			
(A+B+C+D+E)	總 計	杉谷二層	2.50	36.990	38.070	97.175	74	73.853		
		杉谷五層	4.15	10.440	10.960	45.485	85	38.668		
		新炭層区域	0	1.340	1.610	0	0	0		
	計		48.970	51.440	192.660		112.516			

共

大 阪 本 埠
東 京 本 埠
神 戸 本 埠

一、煤質保証三八表ニ依り申出ヤク凶敷ニヤ同一港口ニモ炭質保証ノ運出ニ
 取締管轄 由來炭ノ運出ノ保証ハ大部炭質保証ニシテ、三炭層以下ノ日
 小計ノ煤質保証アリガ運出ヤク増進備出出来共與テ年毎ハ同一品質ニ
 品質保証中該運出炭土ノ品質保証アリガ運出ヤク保証ハ出来共與テ付
 品質保証アリガ運出ヤク本日二階炭層運出炭土品質保証アリガ運出ヤク
 日知毎皆二只噸中在ニ付テ

昭和廿六年五月十八日

日 會 理 事 長
日 會 副 理 事 長



煤炭聯合株式會社
 東京 日本橋區本町二丁目一ノ番
 電話 九一六

No. / 宛

昭和五年五月一日
東京
高井 栄
日 笠 織 業 所
明 石 幸 錦 紋
日 笠 織 業 所
東京
高井 栄

日 笠 織 業 所
明 石 幸 錦 紋

東京
高井 栄

日 笠 織 業 所
明 石 幸 錦 紋
日 笠 織 業 所
東京
高井 栄

既 成 日 笠 織 業 所
明 石 幸 錦 紋
日 笠 織 業 所
東京
高井 栄

見 本 日 笠 織 業 所
明 石 幸 錦 紋
日 笠 織 業 所
東京
高井 栄

東京
高井 栄





昭和廿九年五月六日

日吉鉱業所

明石部長

東京本社
九州本部
副社長

日赤杉谷尾地区甲込ニ付テ

調査ノ件ニ関シ廿九年十月以降日吉尾谷尾地区ノ金田二坑ノ鑛石採掘準備調査シ
後九州本部調査部ヨリ有線力ナル既先了ル為従来通りノ有線出力ノ希望
アリタル為従々研究ノ結果、日赤地区内ノ杉谷二坑ヲ甲込ニ深掘スルヨリ外方迄之
採キ為直チニ調査區内作業シ、昨五日小倉所長ニ口答フ以テ説明御願セシ迄日赤ト
シテハ地区区分ハ設テヌ方計ナレ共折角金方ヨリノ甲出故例トカ許スル事ニ努力
シコトノ事ニテ本日正式調査提出致シ置キ候間左様御了知願此致御通知申上御
海峯尾調査ノ事一部調査課進行申上御也

日吉鉱業株式会社
九州本部調査課
電話大橋一—番 明石部長

Sun

5/6

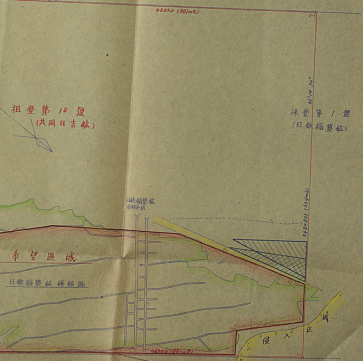


Handwritten notes and stamps at the bottom of the page, including a red seal and the characters '丁' and '申'.



坑内圖

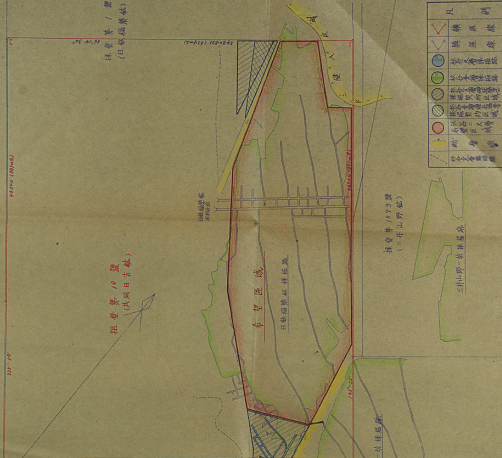
縮尺三千分の一



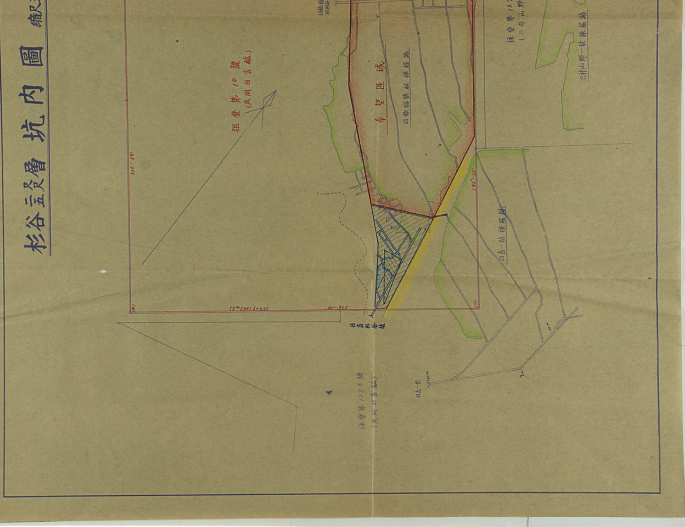
目下協定区域界迄進ミ居リ候者ダ甲上成御共協定区域外ノ別紙添付圖ノ区域採掘ハ何等設備ヲ具セズ現設備ノママ採掘商易ニ付何卒特別ノ御設備ヲ以テ御許可願度此致御願甲上御御許可ノ上ハ誠宜ニ豫備シ勢モ御達懸相掛ケ甲上事ヲ御審甲上右御願迄所知御



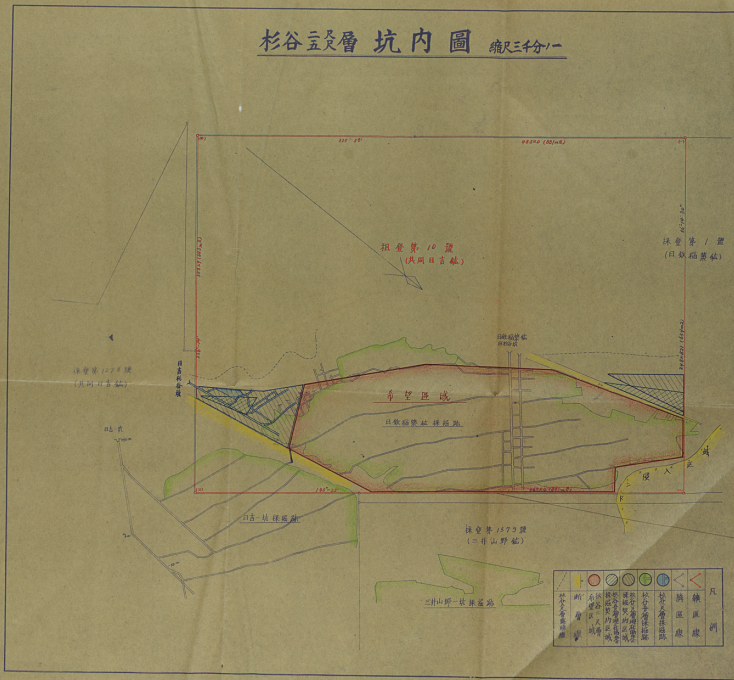
杉谷段層坑內圖 縮三千分一



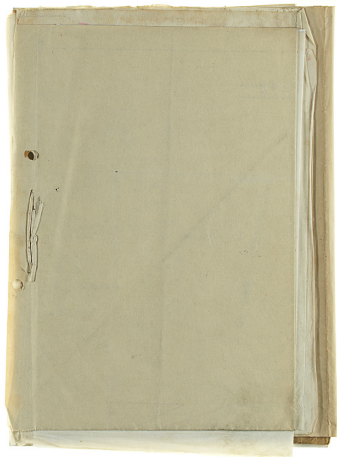
杉谷五層坑內圖



杉谷五層坑內圖 縮尺三千分一



	柱	梁	瓦
	柱位	梁位	柱位
	柱位	梁位	柱位
	柱位	梁位	柱位
	柱位	梁位	柱位
	柱位	梁位	柱位
	柱位	梁位	柱位
	柱位	梁位	柱位
	柱位	梁位	柱位



昭和廿四年八月廿二日

共同石炭鑛業株式會社 日吉鑛業所

鑛業代理人 宇佐 昆 敬 一



日産二噸鑛業所

所長 小倉 進 殿

此内買廻鑛修正ニ關スル御願ノ件

貴所ノ件ニ關シテハ昭和二十三年下期迄提出シタル當鑛業所才田坑ノ
此内買廻鑛ニ關テアリタルニ付、特別紙添付書ノ如ク修正御願由書
添紙願申上マス

通 函

昭和十七年二月二十日付ヲ以テ前掲地産等取付ヲ受ケタル才田院ハ
今度五度目繰額三角額及九度目繰額三角額ヨリ割込サレタルトコモ理
由迄(昭和二十三年下期迄)ニ渡出シタル其内額ト其口及取込ノ位
置ガ異リタルモノナク取込額ノ積算誤差アルコトヲ確認シタリ
仍テ昭和二十三年度下期以内還付額ニ及蘭モノヤ昭和二十四年度上
上期分ヨリ割込額付額ニ修正致す理由書附送相願申上マヌ

昭和廿四年八月廿二日

井筒石炭礦業株式會社日吉礦務所
圖説代理人 宇佐 尼 敬 一



昭和四年年度上期

戈田坑坑内實測圖

縮尺三千分之一



大田氏内實圖 卷之三
記於三十四年九月





租鉱権の存続期間延長認可申請に關する御願書

一 租鉱権の登録番号

福岡県租鉱権登録第〇号

二 租鉱区の所在地

福岡県森郷郡藤原町、大隈町

右租鉱権は本年三月三十一日付を以て期間満了とましますので昭和
式拾八年拾貳月九日付にて五ヶ年間の藤原延長認可申請を提出中
であります。が本申請の認可後は認可期間の五ヶ年の内に探鉱権者日鉄
鉱業株式会社に対し租鉱区々地の鉱業法第四十六條の探鉱増区の手
続に關し極力援助いたしますので特別の御設備を以て本願の延期申請
を認可されたく御願致します。

昭和式拾九年三月九日

東京部中央区銀座七丁目五番地の岩

租鉱権者 北河石炭鉱業株式会社

右代表取締役 人 交 太 謙

福岡県森郷郡大隈町大字牛頭道七区〇番地

右代理人 明 石 友 助



福岡県森郷郡局長
福岡 幸 謙 殿



報 告 書

一、租飲糖の登録番号

福岡縣租飲糖登録第〇号

二、租飲糖の所在地

福岡県糸島郡福地町、大隈町

右租飲糖の存続期間延長認可申請に關し質問のありました当時弊社の租飲糖を日鉄製糖株式会社が製糖法第四十六條による福岡地区の許可をしたかつた理由について二種製糖所に尋ねし地左記の通りの調査見がありましたので報告致します。

一、従来製糖許可を受け履行中の昭和二十四年石炭製糖等臨時製糖法により使用租制度が制定され切替の指令がありし為急遽に同制度を変更し昭和二十五年製糖法の改正により使用租が製糖法中の租飲糖として明確に認められ今日に至り、同法改正、日鉄製糖株式会社は同限会社に指定され可製の分額が出来ざりし為右の通り報告致します。

昭和二十九年十月九日

東京都中央区銀座七丁目五番地ノ街

租飲糖者 井岡石炭製糖株式会社

石代表取締役 人 交 太 誠

福岡県糸島郡大隈町大字半渡字七三〇番地

右代理人 明 石 友 助



福岡製糖協同組合

福岡製糖協同組合



九洲本印
早き存は
印

祖伝権存続期間延長認可申請書に添付
すへも添当権者の承諾書提出の件

一、祖伝権の登録番号

福岡縣祖伝権登録第〇号

二、祖伝権の所在地

福岡縣嘉穂郡桂木町、大隈町

右祖伝権の存続期間の延長認可申請書は昭和貳拾八年拾貳月九日付にて飯塚石炭事務所経由にて御届に提出中であります。該申請書に添付すへも添当権者の承諾書及登記簿謄本別紙の通り各式提出致します。ので何分宜敷御取計ひの上期間内に認可されたく御願致します。

昭和貳拾九年貳月拾四日

東京部中央区銀座七丁目五番地ノ邊

祖伝権者 共利石炭産權株式会社

右代表取締役

人

交

太

誠



福岡県福岡市南区大字牛隈七五〇番地
右代理人 明 石 友

助



福岡通商銀行
福 野 幸 雄 殿

寫

岡 友 書

日鉄鉱業株式会社が債務の担保として抵当権を設定している福岡地方
法務局庶務支局登記第一〇号鉱業財産の組成物件である次の鉱業権の
上に設定してある左記抵当権の存続期間を昭和二十九年四月一日より
昭和三十四年三月三十一日に至るまでの五ヶ年間延長することによつ
て同意する。

Ⅰ 抵当権の表示

福岡県探検権登録第一号

Ⅱ 抵当権の表示

Ⅲ 登録番号

福岡県庶務登記第一〇号

Ⅳ 担保権者

共同石炭鉱業株式会社

昭和式倉九年式月四日



東京都千代田区丸の内一丁目八番第一
日本興業銀行
鹽屋 小 林 中

寫

同 意 書

日鉄鉱業株式会社が債務の担保として抵当権を設定している福岡地方
法務局庶務支局登記第一〇号鉱業財産の組成物件である次の鉱産権の
上に設定してある左記抵当権の存続期間を昭和二十九年四月一日より
昭和三十四年三月三十一日に至るまでの五ヶ年間延長することによつ
て同意する。

一 鉱産権の表示

福岡県採掘権登録第一号

二 抵当権の表示

一 登録番号

福岡県抵当権登録第一〇号

三 抵当権者

共同石炭鉱業株式会社

昭和式會九年正月式指題日



東京千代田区丸の内一丁目八番地一

株式会社 日本興業銀行

取附役頭取 川北 誠 一



Faint vertical text on the right page, likely bleed-through from the reverse side.

先宛者于半冷子

一様其以因、表不

鎌倉 成園 全記 洋行 承

客名 住 芝 若穂 柳 福 兼 子 同 村 大 隈 町 同 郡 山 田 町

客名 住 芝 若穂 柳 福 兼 子 同 村 大 隈 町 同 郡 山 田 町

客名 住 芝 若穂 柳 福 兼 子 同 村 大 隈 町 同 郡 山 田 町

客名 住 芝 若穂 柳 福 兼 子 同 村 大 隈 町 同 郡 山 田 町

客名 住 芝 若穂 柳 福 兼 子 同 村 大 隈 町 同 郡 山 田 町

一 旅 券 取 寄、以 右 是 信 取 願 全

大 名 書

大 名 書

大 名 書

日本興業銀行

取附役頭取

川北 誠

昭和十一年八月八日



大芝 君

不代香

不代香

不代香

不代香

不代香

全 昭和二十九年三月三十一日
全 昭和二十九年三月三十一日
全 昭和二十九年三月三十一日
全 昭和二十九年三月三十一日
全 昭和二十九年三月三十一日
全 昭和二十九年三月三十一日
全 昭和二十九年三月三十一日
全 昭和二十九年三月三十一日
全 昭和二十九年三月三十一日
全 昭和二十九年三月三十一日
全 昭和二十九年三月三十一日

昭和二十九年三月三十一日
全 昭和二十九年三月三十一日
全 昭和二十九年三月三十一日
全 昭和二十九年三月三十一日
全 昭和二十九年三月三十一日
全 昭和二十九年三月三十一日
全 昭和二十九年三月三十一日
全 昭和二十九年三月三十一日
全 昭和二十九年三月三十一日
全 昭和二十九年三月三十一日
全 昭和二十九年三月三十一日

此抄本、全記簿、帳簿、全記簿、相違、昭和二十九年三月三十一日、全記簿、
昭和二十九年三月三十一日、全記簿、



福岡法務局 飯塚支局
法務局 登記部
片岸文吉

二串 第七四號
昭和二十九年二月十日



日鉄煉炭株式会社
二串 煉炭所長 小倉
共済石炭煉炭株式会社 日吉 煉炭所
所長 宇佐美 敬一 殿



拝啓
租額増存期間延長に關する弊社茲高難着承諾書送付の件
販來の御買所益々御清榮のこと、慶賀申上げます。
扱て昨年拾壹月貳拾五日附貴社との契約に基く御記承諾書(日
本興業銀行及び日本興業銀行分各支通)を茲所同封送付いたし
ますから、御査収の上は本件手續を貴通されたく御依頼申上げ
ます。
右略候乍ら書面を以て御通知等々御依頼申上げます。

敬 具





本館... 丁... 海... 上...
 ...
 ...
 ...
 ...

...

...

...

...

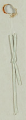
...

...



...

...





昭和廿九年四月十九日

日 官 飲 業 所



日 飲 業 二 類 飲 業 所

共 同 石 炭 本 社 御 中

共 同 石 炭 九 州 本 部

祖 飲 業 許 可 書 送 付 ノ 件

拜 啓 茲 々 御 清 涼 ノ 段 實 奉 リ 候

復 テ 祖 飲 業 五 々 年 延 期 申 請 中 ノ 途 四 月 十 六 日 許 可 登 録 相 成 リ

御 同 其 ノ 事 本 書 一 部 御 送 付 申 上 候 御 受 取 被 下 度 候

全 書 送 付 申 上 候 事





昭和廿八年十一月廿六日

明石 部 長



東京本社
九州本部 中
副社長

日鉄祖家副社長宛の付テ

昭和廿九年三月末日ヲ以テ五ヶ年ノ祖家権益閉鎖了ト相成ル為ニ祖家申請中ノ免許可
相成リ別紙ノ通り昭和廿四年三月迄同ア五ヶ年間祖家ノ許可ヲ待時廿五日付テ以テ
現約成立シ祖家相済ミ候間了却願度候テ本紙ハ九州本部ニ、写筆ハ（東京本社、
副社長）ニ送付致シ候也

同日鉄本社ニア廿七日ヨリ五、六日ノ予定ニテ重役会、所長会議、機密總會アル為
小倉所長モ上京申ニ付東京本社ヨリ小倉所長宛ニ日鉄本社幹部ニ面会御礼申上候
下レバ筆紙ノ送リト存シ候

右



寫

登記簿抄本

登記第 號

一 商號 共同石炭鐵業株式会社

一本 店 中央区湊町一丁目五番地八

昭和貳拾八年 四月貳拾日登記事項

一 昭和貳拾八年 四月貳拾日本店を左の地に移転した

本店 中央区銀座七丁目五番地の老

此抄本は登記簿に依り之を作し其の發給部と相違なきことを認證す

年

昭和十八年四月廿五日



東京法務局日本橋出張所
法務事務官 南

弘

進士
小宮九郎
信喜平任



昭和廿八年四月廿五日

東京出版部 南

東京出版部 日本書出部

本館 中央日報社 東京



本館 中央日報社 東京

昭和廿八年四月廿五日 日本書出部

本館 中央日報社 東京

昭和廿八年四月廿五日

東京出版部 南

東京出版部 南



昭和廿八年四月廿五日



昭和廿八年四月廿五日受附
福国無祖位位位位位位。号
昭和廿八年四月廿五日登錄
順位番号 番通正第 七番附記在り

右 登 録



東京府東京市下谷区日暮野
 町一丁目一丁目一丁目
 昭和八年四月廿拾日
 東京府東京市下谷区日暮野
 町一丁目一丁目一丁目

登録名義人の表示変更に行登録申請

私欲区所在地

福岡県高橋郡福岡町、大蔵町地内

登録番号

福岡県高橋郡福岡町〇号

登録原因及其日附

昭和八年四月廿拾日移転

登録の目的

登録名義人の住所変更登録

変更事項

福地権者 共同石炭鉱業株式会社の住所を東京府中川区銀座七丁目五番地の宅
 と変更す。

登録税 金貳拾円也

附属書類

登記簿抄本、委任状



右並録相成度申請致します。

昭和八年六月廿三日

東京都中央区銀座七丁目五番地の宅

申請人 共同石炭鉱業株式会社

石代表取締役 入 交 太 殿

福岡県福岡市大字牛原七丁目番地

石代理人 明 石 及 助

福岡県商工委員会

福 岡 市 長 殿

委 任 状

福岡県福岡市大字牛原七丁目番地

明 石 及 助

右の者を以て当者の代理人と定め左の職務の行為を委任す。

一、福岡県福岡市大字牛原七丁目番地、福岡県福岡市大字牛原七丁目番地

の石炭鉱業株式会社の代表取締役の任所変更の為登録名義人の表示変更

の登録申請を為し登録簿に交付する為の一切の行為

を代理委任の意思を表示す。

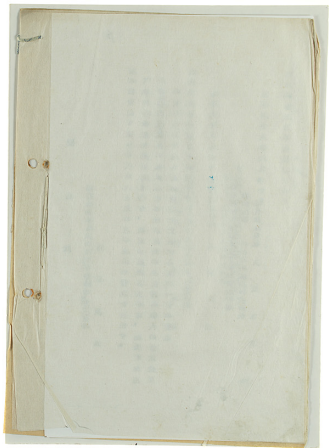
昭和八年六月廿三日

東京都中央区銀座七丁目五番地の宅

代表取締役 共同石炭鉱業株式会社

石代表取締役 入 交 太 殿







契
約
書

日鐵礦業株式會社二級礦業所長小倉進(以下甲と云う。)と、英商石炭礦業株式會社社長入交次郎(以下乙と云う。)とは、甲所有に在る露南新嘉坡砂朥越町恒業礦領込地及び礦業專用御蔵の一部使用に關して左の通り契約する。

第一條 甲は乙がこの契約締結の日より前述圖示の前記領込地及び礦業專用御蔵の一部を使用することを承諾する。

第二條 乙は前述に由る使用料として當該月の遊炭一噸につき壹三圓を翌月十日までに甲に納入するものとする。之がた乙は當該月の遊炭高數を翌月五日までに甲に報告しなければならぬ。

第三條 第一條の領込地の管理は甲を以つて任じ、之の維持修繕に要する費用は甲乙協議の上決定するものとする。

第四條 甲が當局より專用御蔵料金、專用御蔵人件賃、礦業給報料



持歸積貨等を請求されたときは、昇定買倒期間の明確なものにありては（例えは專用無料料貨）、甲乙の當該買倒期間の過長過短の按分比により、取崩金及び昇定買倒期間の不明確なものにありては（例えは専用無料人件貨、搬運給振歸積貨等）、甲乙の當該請求の翌日より過及決算して三ヶ月間の過長過短の按分比により、乙は之を負擔しなければならぬ。

前項により甲が乙に請求したときは請求書受領後十日以内に余額甲に納入しなければならぬ。

第五條 乙はこの契約に關する權利義務を甲の本商なくして第三者に譲渡、承継、委任又は放棄してはならない。

第六條 乙はこの契約に關し、甲又は甲の係員の指示に依りて勿論法令及び關係當局の指示命令は該買倒之を遵守し、之が違反により甲に何等損害をかけることはない。

前項に拘らず甲に損害を與えたときは乙は、完全且つ迅速に賠償しなければならぬ。

第七條 この契約の有効期間は昭和二十五年三月三十一日までとし

期間終了一ヶ月前に甲より乙に豫め何らの通知がないときは更に一ヶ月前に延長するものとする。その後の期間延長については亦同様である。

第八條 前項の規定に拘らず、甲は乙がこの契約の各條項の一切違反したとき、又は乙に不備行為があつたとき、若しくは甲の都合により何時でもこの契約を解除することができる。

乙は前項を理由に損害賠償その他如何なる義務をも甲に負しなすこととはできない。

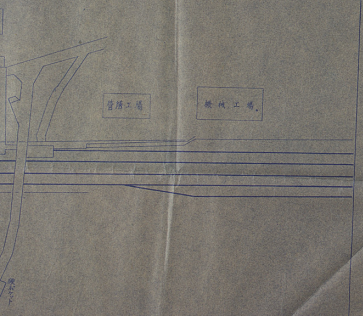
第九條 この契約に規定のない事項若しくは契約に疑義を生じたときは、この契約の趣旨に照み、甲乙の誠意を以て解決する後協議しなければならぬ。

前項の協議に拘らず、なほ解決に至らないときは甲の決定するところによる。

右契約の證として本管二通を作成甲乙各一通を保有しその販賣な履行を締約する



鑛)關係圖



昭和二十四年九月十六日

甲

日鐵礦業株式會社二號礦硯所

折長小倉

地

乙

英岡石灰礦業株式會社

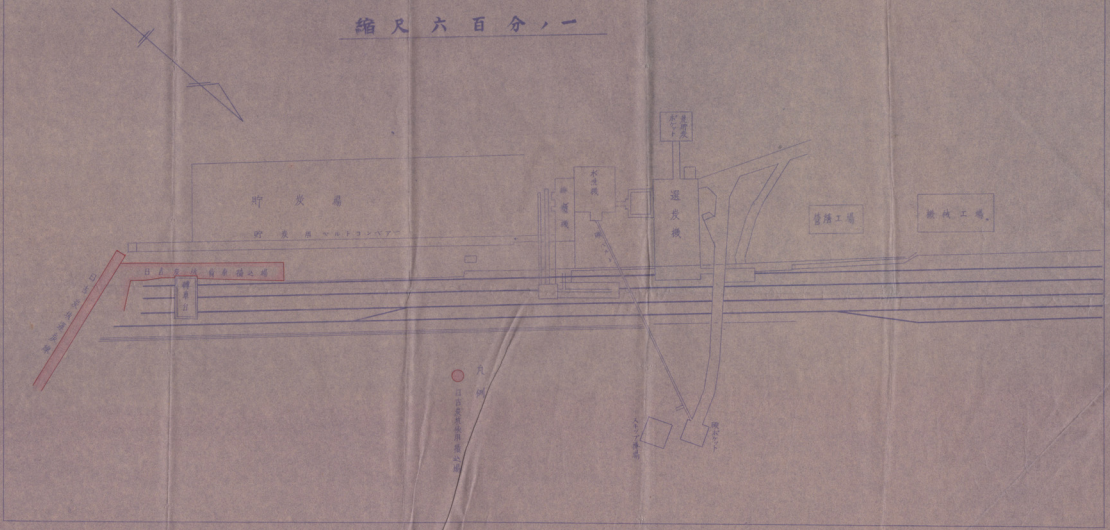
社長 入交太

廠



稻築鑛専用引込線使用(日吉炭鑛)關係圖

縮尺 六百分ノ一







日鐵鑛業株式会社二湖鑛業所及小倉港（以下甲と云う。）と、共同
石炭鑛業株式会社及入交太蔵（以下乙と云う。）とは、甲乙間の
昭和二十四年五月九日締結使用權設定に關する覺書の一部更改に關
し、左記の通り約定する。



甲 乙

第三項の甲及及び乙の多次のように更改める。
（イ）使用料は、使用權地に於ける石炭の品位を基準とし、同様に
る金額の $\frac{10}{100}$ とする。

（ロ）乙は、昭和二十五年四月以降毎月、乙五〇〇屯分の使用料をその
翌月五日迄に甲に支拂う。

その使用料内、賦償及び基準品位は左の通りとする。

一 設費 八〇〇 屯 甲 甲の產出量の往來運賃に 六〇〇〇 屯あり
二 賦償 三〇〇 屯 甲 對する運賃率より五割増を
三 基準 七割 成じた金額

場 石七〇〇 屯 甲 昭和二十四年十月一日より 六〇〇〇 屯
昭和二十五年三月三十一日まで 三〇〇〇 屯
昭和二十五年四月一日より 二五〇〇 屯

常分の間

右 約 定 す る。

昭和二十四年十月一日

甲 日鐵鑛業株式会社二湖鑛業所

所長 小倉 道

乙 共同石炭鑛業株式会社

社長 入交 太蔵



控

昭和十九年四月廿五日

若松市本町二丁目二〇六番地

共同石英鑛業株式会社

社長 入交 太郎

日鉄鑛業株式会社

二瀬 鑛業所長

佐藤 松之丞 殿

拜啓 時局下愈々困難之際、御實像

陳者、弊鑛業所、御被覆ノ下ニ増資、御國ノ爲、日夜奮闘、御力ヲ

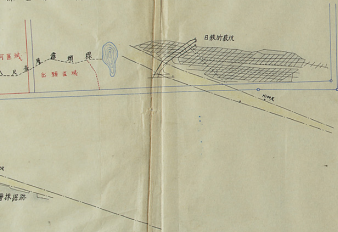
盡シ、御り候事、眞ニ御強御援助ノ賜物也ト、御深ク感謝、現在、御

尚此上トモ、一層ノ増産ニ盡シ、御高厚ノ万一二御報ヒ申シ、御ト切

共同石英鑛業株式会社 謹啓

第一卷

日鐵



編入六十七卷之一

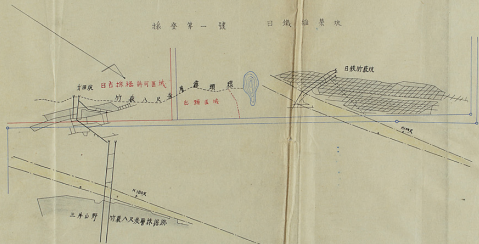
試致居候

敷而御承知ノ如ク才田備ニ於テハ日下竹段八尺層段地申ニシテ
 其ノ左片越ヲ延長スレバ別紙圖面ノ區域轉易ニ探知シ移テ時局
 下堅食増産ノ注重ニ即應シ得ルモノト確信致居候ニ就而甚ダ聯
 手後開敷轉圖トハ存候得共何卒特別ノ御裁議ヲ以テ圖面出願ノ
 區域探知方御許可被成下度此段奉願願候也

才田備ニ於テハ日下竹段八尺層段地申ニシテ



樣本第一號 日鐵組裝狀



縮尺六十番上







石炭使用権取得許可申請書

大同石炭産業株式会社

石炭使用権
取得許可
申請書





石炭使用規程許可申請書

右欄ノ件別紙ノ通り石炭使用規程規定並シ唐谷ジマスノデ和許可而唐谷
關係警廳相向ヘ石炭事業規程時清産法第二十六條及全法施行規則第十
九條ノ規定ニヨリ御業務書送著ノ上申請致シマス

昭和廿四年 月 日

東京都

御業務書 日鐵御業株式會社

代表取締役

東京都中央區御町一丁目一

共同石炭御業株式會社

申請人 代表取締役 人

交 太 藏

共同石炭局長
占 而 保 藏



石炭使用標設定許可申請書

一、富嶽山脈所在地

二、富嶽山脈標ノ位置

三、管轄官長姓名

四、富嶽山脈標者ノ

五、名稱及住所

六、申請人姓名

七、申請人住所

八、使用標存貯期間

九、使用標設定ノ必要ト

スル理由

静岡県高橋郡御油町、大磯町、山田町

富嶽山脈標者ノ位置

日産製糖株式会社 東京部

富七萬四百拾半

竹谷山中（竹谷八尺層）

本層標者中（杉谷五尺層、杉谷二尺層、三尺層）

標者五尺層、下八尺層、海軍八尺層）

十年

共同石炭製糖株式会社日官製糖所へ自備標卜新貨
標者ト同一標口若同一標者区際行意ト從テ標
製人員ニモ日官製糖所ノ在館ニ當マレ奉業始
業資金及一切ノ設備七請負者同ノ負擔ノ元ニ今日

八 申請人ノ氏名、名称

北銀行中ノモノナル爲作廢上取入ル事ニ付使用假
 設定ヲ撤回セラル由ナリ
 東京都中央区清町一丁目一 一非岡石炭鑛業株式會
 社

石炭鑛業臨時借假法施行規則第十九條ニヨル
 使用許可申請書

一 使用假設定ニ關スル契約書 別紙添付

二 使用假借區域圖

三 假借区域及其ノ説明書

四 假借ノ便宜ニ關スル説明書

五 假借區域ノ地質ハ第三紀層ニシテ即チ筑波與田中ノ竹谷層層中、

竹藪八尺層、本層層中、杉谷二尺層、杉谷五尺層、三尺層、細層

二尺層、Fマ八尺層、海軍八尺層ヲ銀行ス

四角 西 五三十四層 傾 斜 五二十層

六 假借鑛業ニ可採炭量及品位

カオリ 六〇〇 灰分 二十三%

炭層名	假炭量	實收率	可採炭量
竹藪八尺	九九七五馬	八五%	八四七八馬
杉谷二尺	二七五七馬	七六%	二〇七〇馬
杉谷五尺	一三四五〇馬	八五%	一〇五八二馬



其事業目録見卷

間三尺	八六四〇畝	八五	七三四四畝
間幅五尺	六七六一七畝	八五	五七四七四畝
Fマ八尺	八七八六五畝	九五	八三四七一畝
間八尺	六九五五五畝	八五	五、四七一畝
計	二七四三三九畝		二五九五三〇畝

S 事業 計 画

S 採掘ニ關スル計畫 (別紙採掘計畫圖並其ノ細リ)

(a) 出炭數額 (右表日産ハ尙炭ノ分ヲ日當ニ算入スル其ノ數也)

一ヶ月 千 噸 一ヶ年 一萬二千噸

(b) 其他參考事項

採掘場ニ關スル計畫

坑内切羽ニ對テハチエンペアー又ハスラ棚ヲ設置セテ墜手
 等ニテ墜立ヨリ保護セシメ依リ坑外ニ種種シテ積炭ハエンドレ
 スニア照燈吊籠ニ運搬シ貨車運搬トス。海邊積炭現在七十五
 噸力五五十噸力使用PTレセテヤリテ二百噸力ニ至リテ千

炭 石

採掘場ニ關スル事項 坑内ヨリ發出セシ石炭ハ露炭機ニ依リ製

(c) 積炭ニ關スル事項 各坑亦三、四立方ノ坑外則炭機ニ依リ製

炭石好ナラシム 炭石好ナラシム

同排水ニ關スル事項 平時ハ湧水並ナルモ梅雨期ニハ増水多量

ノ爲左記ノ通り排水設備ヲス

管径八尺 坑 八〇馬力七十立方 一〇〇馬力八十立方 二

一〇〇馬力二十立方 一七〇馬力三十立方 二、三〇馬力

五〇立方 一

每畝八尺 坑 七五馬力五〇立方 一 三〇馬力三〇立方 一

例電力ニ關スル事項 九州電氣株式會社ヨリ日吉動力所ニ於テ

現在定中ニ付其荷使用ス

採掘場坑内ハ給ンド山林取野ニシテ坑家

ノ設備ニ關スル事項 ナシ



東京區中央區神田一丁目一
共同石灰工業株式會社
乙考 代表取締役 人 文 太 藏

同 宣 書

御住所在知

共同石灰工業株式會社

芝罘事務所 共同石灰工業株式會社

日鐵鋼業株式會社所有ノ右御區ニ屬スル由都十七區四百拾肆甲中ノ百拾肆
本層對ニ對シテ石灰工業株式會社第二十六號ノ規定ニ依リ共同石灰
工業株式會社日吉御事務所ガ使用權ヲ設定スル事ニ同意ナク同意致シマス

昭和廿四年 月 日

日鐵鋼業株式會社 二樓御事務所

取締役會 組合長
御事務所 組合長



實用機器定書所圖

使用機器定書所圖(平直計測器其構造圖)

目次

平直計測器(平直計測器所出圖)



寫

第二回

一心苦修
運送請負約書

石炭採掘運送課負賣約書

日煤礦採掘株式會社所有權内ノ石炭採掘地是處ニ附テ同社代表取締役岡田實雄（以下單ニ甲ト稱ス）ト同石炭礦採掘株式會社取締役社長入安太郎（以下單ニ乙ト稱ス）トノ間ニ賣買契約ヲ締結スルコト左ノ如シ

第一條 甲ハ其所有タル福岡縣浮洲郡津波第一區福高區區ノ内福岡縣高橋郡高野村地内ニ位スル別紙圖面記載ノ地畝（以下「地」）内ニ存在スル石炭ヲ乙クシテ採掘セシムルモノトス

第二條 乙ハ前條地畝ヨリ石炭採掘ヲ上昭和十五年七月ヨリ起テ又開始シ同ア十ヶ年向ニ採掘地（以下「年向地」）ヲ其後三ヶ年向ハ殘量ノ内西島九日西折七端ノ有量ヲ

日本煤礦株式會社八幡製鐵所ニ運送スルモノトス

第三條 採掘地五萬八千六百八拾七端（圓石）ニ割シテ八十一坪ヨリ採先頭ノコトトシ之レニ割スル採先料ハ當時ノ圓石山元賣價ノ日分ノ六トス 出甲ニ於テ圓石ノ必要ヲ生シタルトキハ乙ハ甲ノ指定ニ從ヒ圓石ヲ採掘運送スルモノトシ此場合ノ採掘運送賣買

ニ付テハ別ニ協定スルモノトス



前第一項ノ石炭賣ハ八幡製鐵所ノ運收通知ニ依リ確定シ之レニ對シ甲所額ノ二割額額
所ニ於テ乙ニ保額運送賣買價ヲ支拂フモノトス

前項ノ賣買ハ昭和十六年三月迄ハ電報ニ付發售額六割額トス

兩後項起點算額前ノ標準トシ昭和三年三月ニ其年四月ヨリ翌年三月迄ノ賣買價決定ス
ルモノトス

第三條 前項賣買ハ毎月壹日ヨリ十五日迄ト十六日ヨリ末日迄ニ運送シタル石炭ト二區
分シ八幡製鐵所運收使乙ノ請求ニ應ジ運送ナク又拂フモノトス

第四條 乙ヲ採運運送スル有煙炭ハ其分一六割一八割ノモノトシ八幡製鐵所ニ於テ確定
ノ請求毎年月分ノ平均賣分カ一六割以下ナルトキハ〇五割又ハ其末油等ニ甲ハ相當額
賣買ノ一多ヲ増スモノトシ一八割ヲ超過スルトキハ〇五割又ハ其末油等ニ相當額賣買
ノ一多ヲ減スモノトス

若シ四多ヲ超過スルトキハ超過部分ニツキ〇五割又ハ其末油等ニ一五多ヲ減スルモノ
トス、八多ヲ超過スルトキハ甲ハ賣買價ヲ任意ニ改定シ又ハ小價格トシテ額價收得ス

ル等ノコトアルモノトス

第五條 乙ハ武豐鐵大礦ヨリ八幡製鐵所宛石炭賣送ノ郵便二回運送所ハ其数量ヲ通知スル
モノトス

第六條 乙ハ本件賣買ニ關シ運送業務ヲ甲ニ委託ノ上其ノ監督事項ヲ兼守スルハ勿論賣買ノ計
算ニ變更ノ必要アルトキハ豫メ甲ニ協議ノ上其協議ヲ受ケ又ハ承諾ヲ受タルモノトス

第七條 乙ハ本件賣買ノ爲ニ使役スル職員、傭夫、傭夫等ノ良善扶助其便ニ付一切ノ賣買價
賣フモノトス

乙ハ前項ノ賣買ヲ行ハスルタメ運送電報等ニ相當額出テ甲ニ預入レ該運送費ヲ積立ツルモノ
トシ乙ニ於テ前項ニ違反シタル場合甲ハ右積立保額金ノ一割又ハ全部ヲ其所得トスル
コトアルモノトス

前項保額金ハ本契約期間満了後ト雖モ甲ニ於テ其必要ヲ認メサルニ所ル迄ハ預ケ置クモノ
トス

第八條 乙ハ本件賣買ニ起因スル損害賠償其額ノ半額ニ對シ一切ノ責任ヲ負フモノトス

第九條 乙ハ本契約ニ基キ八幡鐵礦所ニ進出スヘキ石炭ヲ本礦賣事業用以外自己ノ用ニ消費シ又ハ第三者ニ賣出シテハ埋戻スルコトヲ得ス

第十條 前各條ノ外乙ハ此石炭運送船積貨ニ關シ甲又ハ二礦鐵礦所及貨員ノ指揮命令ニ從テハ勿論鐵道省當局鐵道運賃官運賃甲又ハ二礦鐵礦所及乙ニ對シ命令アリタル事項ヲ守スルモノトス

第十一條 本契約ノ有效期間ハ契約締結ノ日ヨリ昭和廿八年六月卅日迄トス 同シバムヲ得テル事項アルトキハ所定キラルルコトアルモノトス

第十二條 乙カ本契約ニ違反シタルトキハ甲ハ本契約スルコトヲ得ルモノトシ此契約違反ノタメ甲ニ損害ヲ蒙ラシメタルトキハ乙ハ損害ノ賠償ヲナスモノトス

本契約解除ノタメ乙ニ於テ損害ヲ蒙ルコトアルモノトシ何等ノ賠償ヲナササルモノトス

第十三條 乙ハ本礦賣契約ニ關スル權利義務ヲ甲ノ承諾ナクシテ第三者ニ移轉スルコトヲ得ス

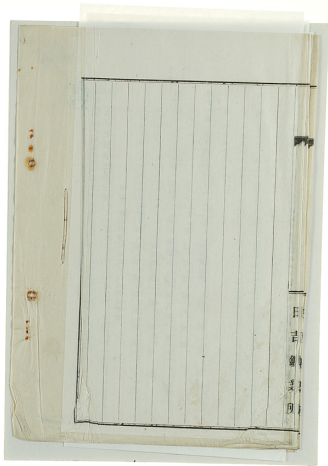
本礦賣契約ノ成立ヲ取スルタメ本條既述ヲ併シ各書面ヲ提出スルモノナリ
昭和十五年二月十日

甲者 東京府町田風丸ノ内氣捨常定堂
日 鐵 礦 業 株 式 會 社

乙者 福岡縣若松市海岸通貳丁日
共 西 石 炭 株 式 會 社

取締役社長 入 友 太 藏





日
吉
録
美
團



第一回

石炭採掘運送請負契約書



石炭採掘運送請負契約書

日本炭礦株式會社所有鐵道内ノ石炭採掘運送ニ關シ同炭礦株式會社中井藤作（以下甲ニ
甲ト稱ス）ト共同石炭株式會社取寄改社共入ギ太蔵（以下甲ニ乙ト稱ス）トノ間ニ請負契約
ヲ締結スルコト左ノ如シ

第一條 甲ハ其所有タル福岡縣津久井郡第一號採掘區ノ内福岡縣津久井郡有光内ニ位
置スル炭礦田此取ノ地城內ニ存在スル石炭ヲ乙トシテ採掘ヤシムルモノトス

第二條 乙ハ前條光城ヨリ石炭津久井郡ノ上富初ノ六ヶ月間ハ毎月千噸、次ノ六ヶ月間ハ毎月千
五噸、兩便四年間ハ毎月千噸、即チ五十年間ニ合計拾壹萬噸千噸ノ有量取ヲ八割

鐵道街ニ運送スルモノトス
前項ノ石炭取寄ハ八割鐵道街ノ運收通知ニ依リ確定シ之ニ對シ甲所請ノ二割運送街ニ於
テ乙ニ採掘運送請負費ヲ支付フモノトス

前項ノ請負ハ昭和十一年三月迄ハ電報ニ付五割運送街七割出トス兩便前記地城取寄費ヲ
標準トシテ甲申年三月甲乙共年四月ヨリ翌年三月迄ノ請負費ヲ決定スルモノトス

石炭採掘業新



第三條 前條所載ハ毎月一日ヨリ十五日迄ニ進出シタル石炭ト十六日ヨリ末日迄ニ進出シタル石炭トニ區分シ八割當額所徴収税乙ノ額率ニ滿シ過面ナク又同フモノトス

第四條 乙方煤運進出スル有價炭ハ其分力一八割以下ノモノトシ八割當額所ニ於テ確定ノ結算毎半分ノ平均炭分力一八割ヲ超過スルトキハ一五割又ハ其未滿者ニ甲ハ超過額所ノ額率ノ一割ヲ徵スルモノトシ若シ四割ヲ超過スルトキハ超過部分ニ付一五割又ハ其未滿者ニ一五割ヲ徵スルモノトス八割ヲ超過スルトキハ甲ハ額率其分力往還ニ徵額シ又ハ小會得トシテ額率收得スル等ノコトアルモノトス

第五條 乙ハ其專權大限ヨリ八割當額所宛石炭進出ノ専權ニ關シ總務所ヘ其款額ヲ通知スルモノトス

第六條 乙ハ本件所賣ニ關シ總務所ヲ甲ニ通知ノ上其款額奉納ヲ遵守スルハ勿論豫定ノ計畫ニ變更ノ必要アルトキハ該ノ甲ニ該款ノ上其款額ヲ受ケ又ハ承諾ヲ受ケルモノトス

第七條 乙ハ本件所賣ノ爲ニ民政スル職員、關吏、關人等ノ長官扶助其專權一切ノ賣出ヲ賣テモノトス

乙ハ前項ノ賣出ヲ完フスル爲ニ總務所毎々發給紙出テ甲ニ填入レ保證金ヲ積立テルモノトシ乙ニ於テ前項ニ違反シタル場合甲ハ右積立保證金ノ一部又ハ全部ヲ其所得トスルコトアルモノトス

前項保證金ハ本契約の満期滿了後ト雖モ甲ニ於テ其必要ヲ感メザルニ當ル迄ハ同ク取テモノトス

第八條 乙ハ本件所賣ニ關シタル關係書類其專權ノ事故ニ關シ一切ノ賣出ヲ賣テモノトス

第九條 乙ハ本契約ニ基キ八割當額所ニ進出スル石炭ヲ本所賣事業用以外賣出ノ爲ニ賣賣シ又ハ他三省ニ賣賣落テハ總務所コトヲ得ス

第十條 前各條ノ外乙ハ其石炭煤運進出所賣ニ關シ甲又ハ二重機關所長及役員ノ指揮命令ニ從テハ勿論關山監督局、關山副監督官廳ヨリ甲又ハ二重機關所長及乙ニ對シ命令アリタル事ヲ守テモノトス

第十一條 本契約有效期間ハ契約締結ノ日ヨリ昭和十五年六月參拾日迄トス但シ已ムヲ得サ



第十二條 乙カ本契約ニ違反シタルトナハ甲ハ本契約ヲ解除スルコトヲ得ルモノトシ其契約

違反ノ爲甲ニ損害ヲ被ラシメタルトキハ乙ハ前項ノ賠償ヲナスモノトス

本契約解除ノ爲乙ニ於テ損害ヲ被ルコトアルモ甲ニ與シ何等ノ賠償ヲナササルモノトス

第十三條 乙ハ本清償契約ニ關スル權利義務ヲ甲ノ承諾ナクシテ第三者ニ移轉スルコトヲ得

ズ

本清償契約ノ成立ヲ証スルため契約書紙冠ヲ作成シ各宜知ヲ添付スルモノナリ

昭和十年六月廿日

甲者 東京市豊町區丸ノ内貳丁目貳番番地壹

日本 鐵 礦 株 式 會 社

取締役社長 中 井 福 作

乙者 關岡鐵業上郡字ノ高町大字字ノ島一〇〇番地

共同 石 炭 株 式 會 社

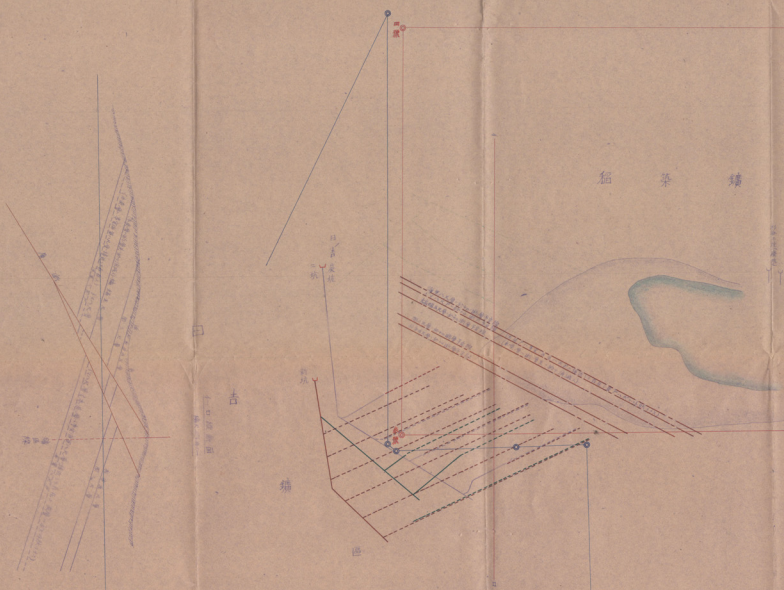
取締役社長 久 交 太 藏



新築鐵道ノ隣接地帯ノ測量ノ設計圖
 圖式三ノ九二一

- 凡例
- 測量地帯
 - 測量地帯
 - △ 測量地帯
 - ▽ 測量地帯
 - ◇ 測量地帯
- 測量地帯
 - 測量地帯
 - 測量地帯
 - 測量地帯
 - 測量地帯

新築鐵道



測量地帯



寫

第一回

石炭標振運送請負契約書

石炭採掘地選請員契約書

日本炭礦採掘株式會社所有由盛岡ノ石炭採掘地選請ニ關シ同社取締役兼其中井總行（以下單ニ
甲ト稱ス）ト共同石炭採掘株式會社取締役兼中安太盛一以下單ニ乙ト稱ス）ト間ニ選請契約
ヲ締結スルコトケノ由シ

第一條 甲ハ其所有タル盛岡縣深田郡深田第一選礦地盛岡ノ内盛岡縣盛岡郡盛岡町芝門ニ位
スル炭礦地選請ノ取扱内ニ存在スル石炭ヲ乙トシテ採掘ケシムルモノトス

第二條 乙ハ前條炭礦ヨリ石炭採掘ノ上當額ノ六ヶ月間ハ毎月千噸、次ノ六ヶ月間ハ毎月千
五百噸、爾後四年間ハ毎月貳千噸、即チ五年間ニ合テ拾壹萬噸千噸ノ有量炭ヲ八萬
噸噸ノニ選請スルモノトス

前項ノ石炭選請ハ八萬噸噸ノ採收通知ニ依リ確定シ之ニ對シ甲所屬ノ二選礦場所ニ於
テ乙ニ採掘地選請員費ヲ支拂フモノトス

前項ノ選請員ハ昭和十一年三月迄ハ電報ニ付金五圓、昭和十七年三月迄ハ電報通知當會費ヲ
專單トシテ、昭和十八年三月甲ニ其年四月ヨリ昭和十八年三月迄ノ選請員費ヲ專單スルモノトス

第十二條 乙の本契約ニ違反シタルトキハ甲ハ本契約ヲ解除スルコトヲ得ルモノトシ其契約

違反ノ結果ニ損害ヲ被ラシメタルトキハ乙ハ損害ノ賠償ヲナスモノトス

本契約解除ノ結果乙ニ於テ損害ヲ被ルコトアルモ甲ニ對シ同等ノ賠償ヲナササルモノトス

第十三條 乙ハ本契約契約ニ關スル權利義務ヲ甲ノ承諾ヲ待テ第三者ニ移轉スルコトヲ得

ス

本契約契約ノ成立ヲ遊スルため契約書紙紙ヲ作成シ各宜知ヲ限有スルモノナリ

昭和十年六月廿日

甲者 東京都町 飯丸ノ内 氏 丁 日 武 倉 啓 地 堂

日本 製 紙 株式 會 社

取締役 社長 中 井 龍 作

乙者 福内縣島上郡宇ノ島町大字ノ島一〇〇番地

共同 石 炭 株式 會 社

取締役 社長 入 交 太 藏

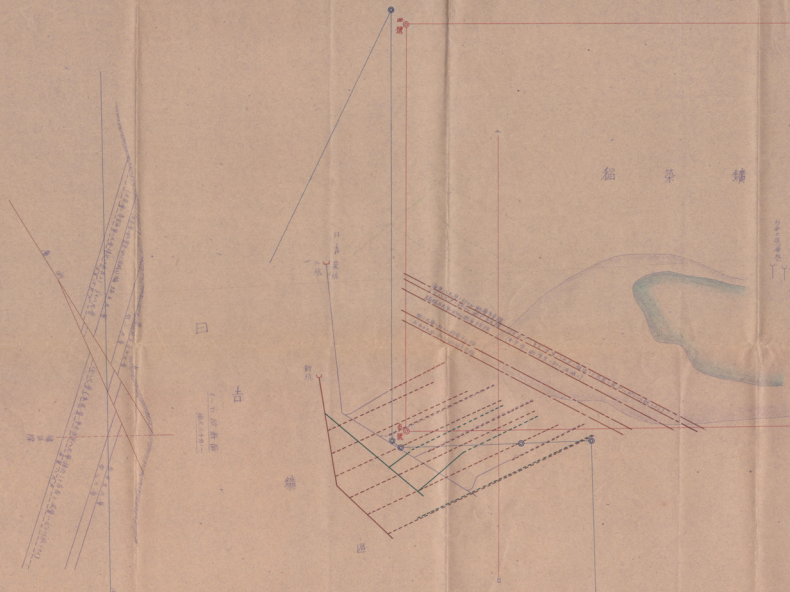
新築線路、橋梁計畫及建設、開通圖

滿洲北支那(一)

凡例

- 橋梁計畫線
 - 計畫建設線
 - △ 計畫建設線
 - ▲ 計畫建設線
 - ▽ 計畫建設線
 - 計畫建設線
- 計畫建設線
 - 計畫建設線
 - 計畫建設線
 - 計畫建設線
 - 計畫建設線
 - 計畫建設線

新 築 線 路



新 築 線 路



No. _____

昭和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

昭和東京建設事務所印

共同建設株式會社

日 吉 設 業 所